

経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ(概要)

- 1. 目的**
- ・日本と相手国の経済上の連携を強化する観点から、公的な枠組みで特例的に行うもの。(労働力不足への対応が目的ではない)
 - ・日本の介護施設で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格の取得を目指す。
- 2. 受入れ国**
- ・インドネシア共和国、フィリピン共和国
- 3. 人数枠**
- インドネシア:22年度(3年目)は300人、フィリピン:当初2年間で600人
※日本の労働市場に悪影響を及ぼさないよう上限を設定
- ・平成20年度実績:インドネシア人候補者104人
 - ・平成21年度実績:インドネシア人候補者189人、フィリピン人候補者217人
- 4. 在留期間**
- ・資格取得前は最大4年間(年1回更新。なお、フィリピン就学コースの場合には養成校卒業までに必要な期間まで更新が可能。)、資格取得後は在留資格の更新回数の制限なし。
 - ・協定上定められた在留期間中に国家資格を取得できなかった者は帰国する。
 - ・滞在中の在留資格は「特定活動」。
- 5. 要件**
- ・候補者 …… 看護学校卒業者 又は 四大卒業者(インドネシアの場合には3年以上の高等教育機関卒業者)であり母国での介護士資格認定者
 - ・受入施設 …… ①定員30名以上の介護施設であること
②介護職員数(候補者を除く)が法令に基づく配置基準を満たすこと
③常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者であること
④候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと
⑤適切な研修体制を確保すること 等
(候補者・受入施設ともに就労コースの場合の要件)
- 6. その他**
- ・受入れの実務は、協定に基づく唯一の受入れ調整機関である(社)国際厚生事業団が行う。

平成21年度 経済連携協定 (EPA) に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて

- ・経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。(看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- ・外国人候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団 (JICWELS) が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者に外国人候補者のあっせんを依頼することはできない。

インドネシア

平成20年7月1日 協定発効

平成20年8月 第1陣208人(看護104人、介護104人)を受け入れた。

平成21年7月 インドネシアで4か月間の日本語研修を開始。

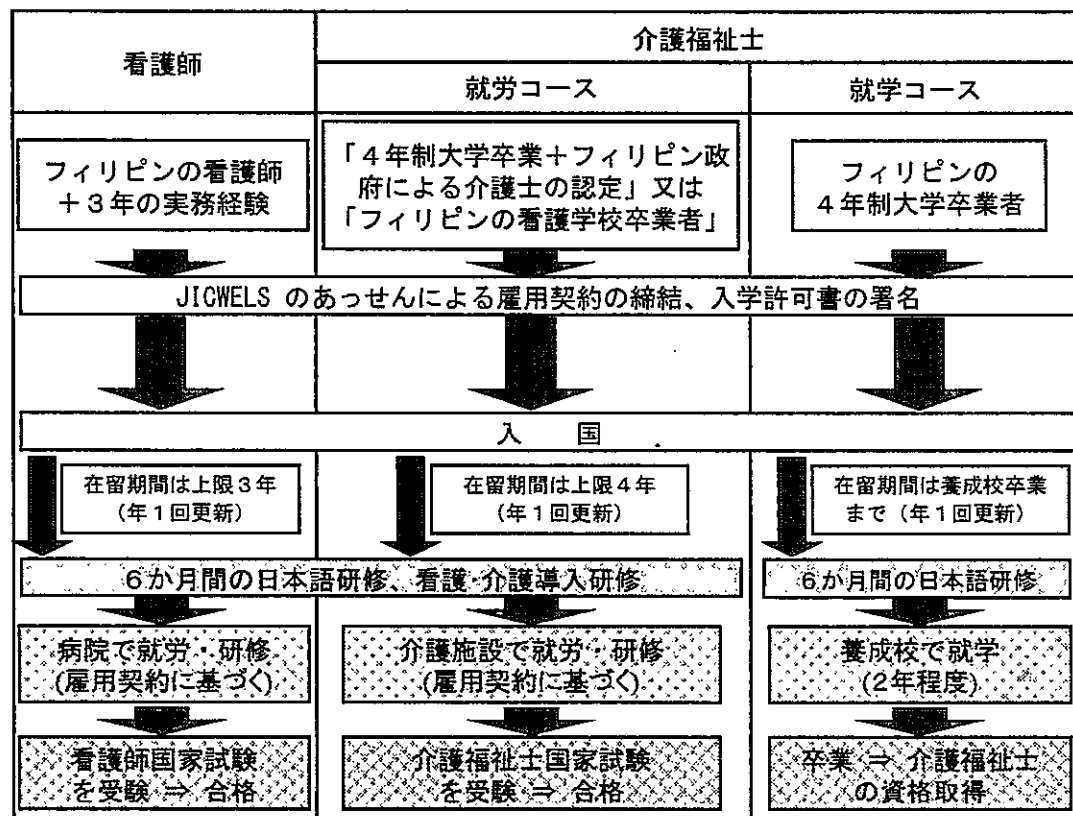
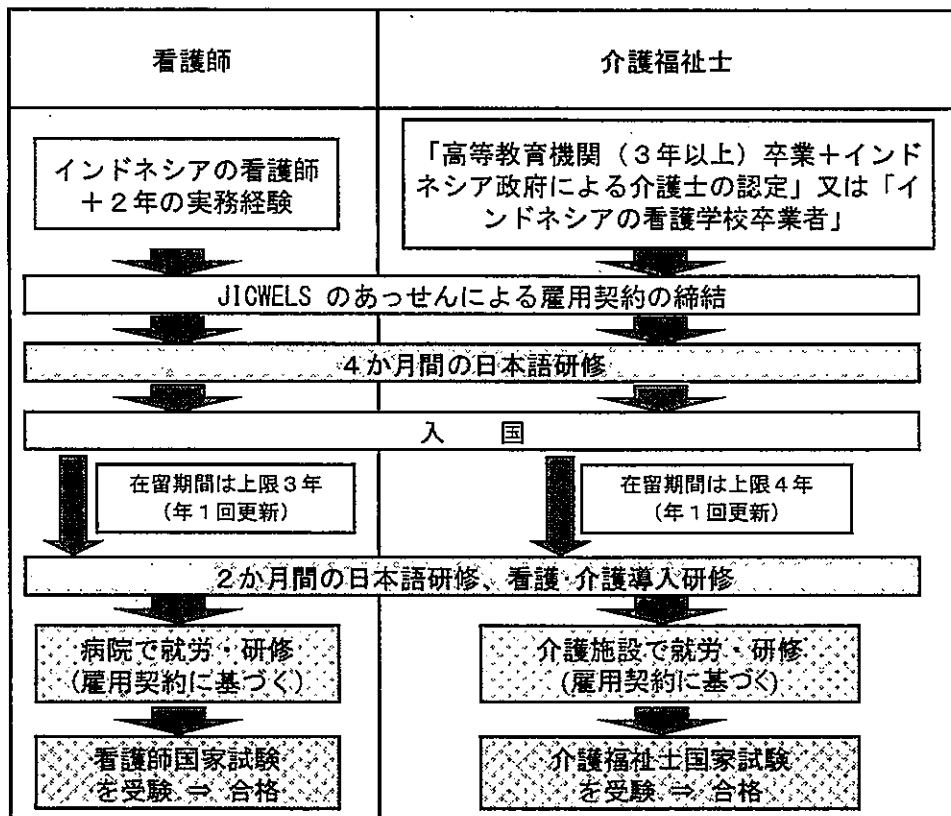
平成21年11月 第2陣361人(看護173人、介護188人)が入国し、2か月間の日本語研修を経て22年1月より就労開始。(この他、日本語研修免除者1名は10月に入国し、就労開始。)

フィリピン

平成20年12月11日 協定発効

平成21年5月 就労コースの候補者が入国、6か月間日本語研修を受講。10月より看護師候補者88人が就労開始。11月より介護福祉士候補者178人が就労開始(日本語研修免除者10人は6月より就労開始)。

平成21年9月 就学コースの介護福祉士候補者27人が入国し、6か月間の日本語研修を受講中。22年4月より就学開始予定。



※受入れ最大人数：当初2年で1000人(看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人)

※不合格者(資格を取得しなかった者)は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。(更新あり、上限なし)

※受入れ最大人数：当初2年で1000人(看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人)

※不合格者(資格を取得しなかった者)は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。(更新あり、上限なし)

外国人介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の概要等

外国人介護福祉士の日本語習得を支援するため、22年度予算案において、以下の事業を実施するために必要な経費を盛り込んだところ。

各自治体におかれては、管内の受入施設に対して、積極的な周知を行うとともに、事業の活用促進をお願いしたい。

1. 受入施設が行う日本語研修に対する助成（受入施設日本語習得支援事業）

受入施設における継続的な日本語研修（日本語講師の受入施設への派遣、日本語学校や養成校への通学等）に係る経費を支援

補助率：定額（10/10）

候補者1人当たり年間23.5万円以内（国1/2、施設1/2相当）

2. 日本語定期研修の実施（日本語定期研修事業）

集合研修で確認テストの実施、習得度の評価、個々の候補者に応じた適切な学習方針の提示。

また、研修期間中に確認された候補者ごとの日本語習得度や適切な学習方針については、受入施設にもフィードバックし、候補者及び受入施設が一体となって計画的に日本語習得できるよう支援。

※ EPAに関する様々な情報については、昨年10月より「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を実施しているところ。今後とも、適時情報提供を行っていくが、御不明な点等があれば、当局にお知らせ願いたい。

外国人介護福祉士候補者の受入れに関する当面のスケジュール

	インドネシア	フィリピン
1月		介護福祉士候補者の募集 (於：フィリピン (昨年12月から募集中))
2月	↓ 介護福祉士候補者の募集 (於：インドネシア)	↓ マッチング (受入希望施設一候補者)
3月		
4月	↓ マッチング (受入希望施設一候補者)	入国 日本語研修の開始 (6か月間)
5月		
6月		
7月	日本語研修の開始 (6か月間)	

※1 いずれも、現時点での予定であり、今後変更があり得る。また、フィリピンについては、就労コースのスケジュールを記載している。

※2 インドネシアについては、日本語研修の実施方法及び候補者の入国時期は未定。

※3 なお、日本側の受入施設の募集は、既に締め切られたところ。

平成21年12月現在の状況を記載した資料であり、未確定事項も含まれる。

社会福祉法人の新会計基準(素案)について

平成21年12月25日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局

(参考資料16)

目 次

1. 新基準(素案)を作成する背景と目的P 1
2. 新基準(素案)の基本的な考え方P2
3. 新基準(素案)の構成P2
4. 新基準(素案)における主な改正点P3
(1)適用範囲の一元化P3
(2)計算書の簡素化P4
(3)区分方法の変更P5
(4)財務諸表等の作成P7
(5)その他の主な変更点P8
5. 移行期間についてP9
参考1. 附属明細書の考え方P10
参考2. 財務諸表注記の充実P11
参考3. 「区分方法の変更」の事例による説明P12
参考4. 主な変更内容P14
参考5. 既存通知の取扱いの方向性P19

1. 新基準(素案)を作成する背景と目的

◆会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」(略称)や「老健準則」(略称)等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

◆社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

◆分かりやすい会計基準の作成

これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準(素案)(以下、「新基準(素案)」という。)を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

新基準(素案)の作成に際しては、日本公認会計士協会に委員派遣を依頼し、現行の関係基準の他に、公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法を導入するとともに、企業会計原則等も参考に作成を行ったものである。

(参考)社会福祉法人会計基準検討委員会(H20. 4~H21. 11 全14回)

委員:公認会計士、オブザーバー:厚労省、事務局:明治安田生活福祉研究所

2. 新基準(素案)の基本的な考え方

- ◆ 社会福祉法人が行う全ての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用対象とする。
- ◆ 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析が可能なものとするとともに、外部への情報公開も勘案した作りとする。
- ◆ 新基準(素案)の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準(平成20年4月)、企業会計原則等を参考とする。

3. 新基準(素案)の構成

- (1) 基準と注解 : 会計ルールの基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例
- (2) 運用指針 : 会計基準の適用に当たっての留意事項、基準に盛り込まない様式例、勘定科目とその解説を示したもの。

※ その他、「運用指針」の中で、従来の会計ルールから新会計基準へ移行するに当たっての「移行措置」を示す予定。

4. 新基準(素案)における主な改正点

(1) 適用範囲の一元化

○社会福祉法人が行う全事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用範囲とする。

◆ 現行基準

	事業	原則	運用実態
社会福祉事業	障害福祉関係施設(授産施設、就労支援事業を除く) 保育所 その他児童福祉施設 保護施設	全ての社会福祉法人に会計基準を適用する	社会福祉法人会計基準による (措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間、「経理規程準則」によることができる)
	養護老人ホーム 軽費老人ホーム		社会福祉法人会計基準による (指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい)
	特養等介護保険施設		指導指針が望ましい (会計基準によることができる)
	就労支援事業		就労支援会計処理基準による
	授産施設		授産施設会計基準による
	重症心身障害児施設		病院会計準則による
	訪問看護ステーション		訪問看護会計・経理準則による
	介護老人保健施設		介護老人保健施設会計・経理準則による
	病院・診療所		病院会計準則による
公益事業		社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可	
収益事業		一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用	

◆ 新基準(素案)

	事業	適用範囲
社会福祉事業	障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	全ての社会福祉法人に新基準(素案)を適用する
	公益事業	
	収益事業	

(2) 計算書の簡素化

- 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
- 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動収支計算書
- ③ 貸借対照表
- ④ 財産目録

+

- ⑤ その他の明細書等

(注)適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

◆ 新基準(素案)

【財務諸表】(P7参照)

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動計算書
- ③ 貸借対照表

+

- ④ 財産目録
- ⑤ **附属明細書**(※) (P11参照)

(※) 附属明細書

- ・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。
- ・財務諸表を補完する役割を持つ。

(3) 区分方法の変更 ～拠点区分の考え方の導入～

- 法人全体の計算を以下の3つに分類。
- 法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

①事業区分

- ・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

②拠点区分

- ・事業区分を拠点(施設・事業所)別に区分

(注)ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、現行の指導指針における「会計区分」に準じた区分とする。

③サービス区分

- ・その拠点で実施する事業別(例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護)に区分

(注)現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いと区分とする。

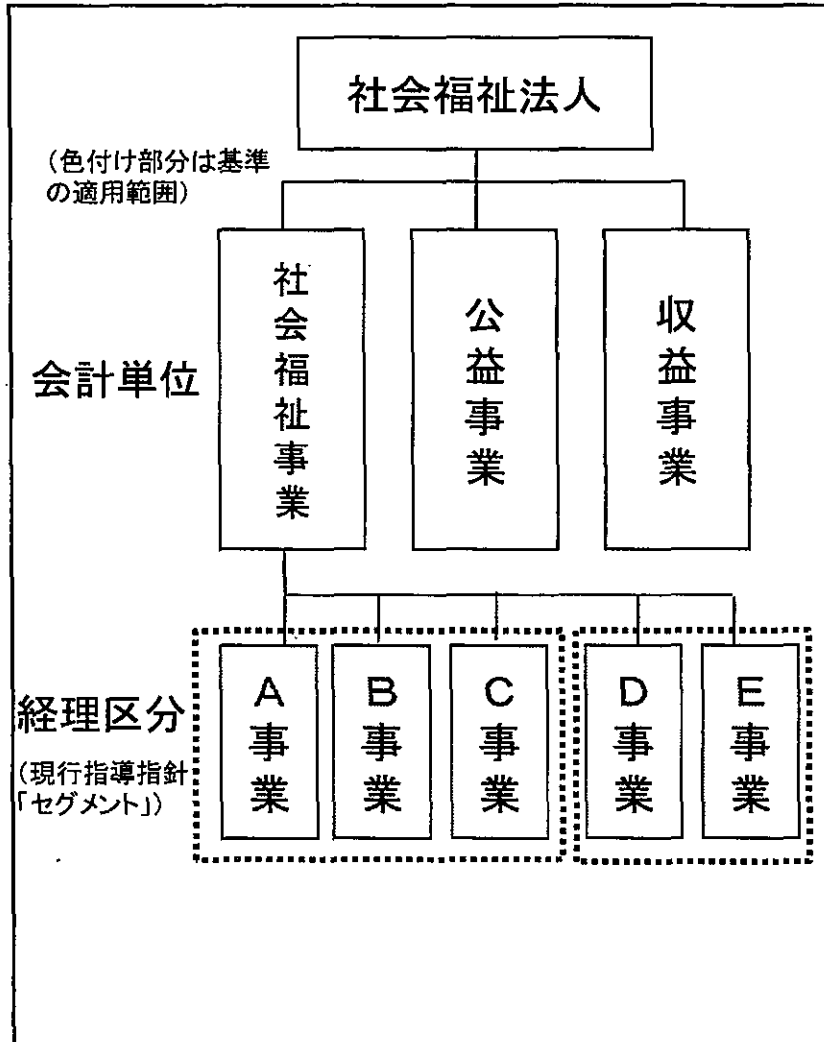
- ・サービス区分別に作成する拠点区分資金収支内訳表、拠点区分事業活動内訳表については、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを作成

(注1)拠点区分事業活動内訳表は経常増減差額までの表示で可。

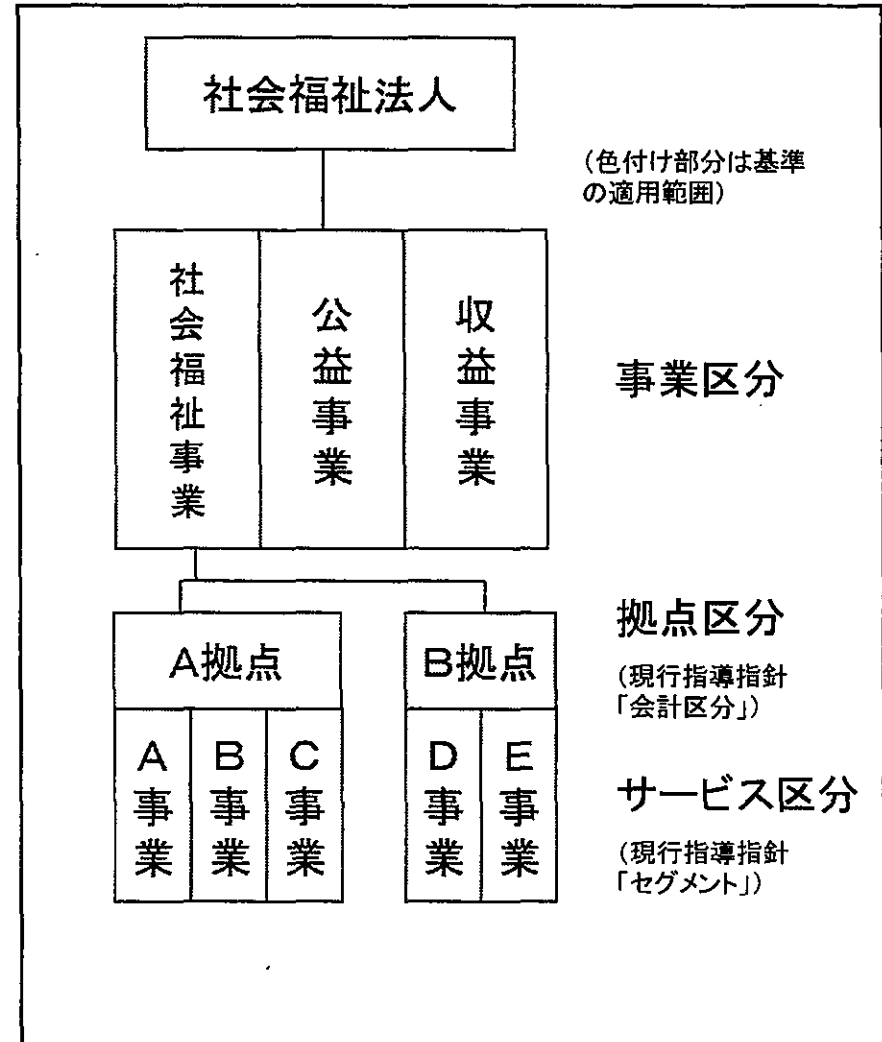
(注2)例えば、上記の例では拠点区分事業活動内訳表のみを作成(保育所、措置施設は拠点区分資金収支内訳表のみを作成)。

(「区分方法の変更」イメージ)

◆ 現行基準



◆ 新基準(素案)



(4) 財務諸表等の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
事業区分別 (法人全体の会計を 事業別に区分表示)	◎◎第1号の2様式	◎◎第2号の2様式	◎◎第3号の2様式		左記様式では 事業区分間の 内部取引消去 を行う
拠点区分別 (事業区分の会計を 拠点別に区分表示)	◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では 拠点区分間の 内部取引消去 を行う
拠点区分別 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は 記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計を サービス別に区分表 示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3で はサービス区 分間の内部取 引消去を行う

(注1) 法人の事務負担軽減のため、以下の場合には財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. ○印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つを省略できる。

(注2) 第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

(5) その他の主な変更点

- ① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い
 - 基本金は、法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として收受した寄付金に限定。
 - 国庫補助金等特別積立金は、実態に即した計算・表示となるよう一部取扱いを変更。
- ② 引当金の範囲
 - ①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。
- ③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入
 - 財務情報の透明性を向上させるため、資産と負債に係る流動・固定の区分、資産価値の変動等をより正確に財務諸表に反映するよう、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、1年基準の見直し、金融商品の時価会計、リース会計などの会計手法を導入する。
- ④ 退職共済制度の取扱いの明確化
 - 福祉医療機構、都道府県等が実施する制度を利用した場合の会計処理方法を明確化。また、法人が採用する退職給付制度を財務諸表に注記。
- ⑤ 共同募金配分金等の取扱い
 - 会計処理方法を明確化。

3. 移行期間について

<移行期間に関する方針>

- ・ 大規模法人については、移行期限を新基準施行後2年(平成24年度予算から)とする。(原則的な移行期限)
- ・ 小規模法人については、移行期限を3年(平成25年度予算から)とする。



<理由>

- ・ 新会計基準を理解し、移行手続きの準備を行うために、相当の期間が必要となる。
- ・ 大規模な法人が先行的に移行することで、小規模な法人にそのノウハウが伝わりやすい環境となる。
- ・ 例えば、都道府県等が社会福祉法人会計に係る研修会を開催する場合に、先行的に移行した大規模な法人の実務者が実例を講義・周知することにより、小規模法人への過度な負担が軽減され、より円滑な移行が期待できる。